新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金　よくあるご質問

【支給の要件について】

Ｑ１　職員には、正規職員のほか、非正規職員やアルバイト、ボランティア職員も対象ですか？

Ａ１　職員の雇用形態は問いません。派遣職員や、業務受託者として働いている職員も対象です。ただし、ボランティア職員は対象になりません。

Ｑ２　事業所・施設等と直接契約関係にない保険販売員や飲料販売業者なども対象になりますか？

Ａ２　対象になりません。

Ｑ３　既に退職しているのですが、支給を受けられないのでしょうか？

Ａ３　現在退職されていても、支給の要件に該当する場合は対象になります。勤務していた障害サービス事業所・施設等から勤務証明書を発行してもらい、県に直接申請ください。詳細は、県のホームページをご確認ください。

Ｑ４　支給要件に「利用者と接する職員」とありますが、福祉・介護職員のみが対象になるのでしょうか？

Ａ４　「利用者と接する」とは、身体的接触に限らず、対面する、会話する、同じ空間で作業することも含まれます。このため、対象は福祉・介護職員に限らず、「利用者と接する」業務を行っていれば、例えば、事務職員や施設等の厨房の職員や送迎の職員なども対象となります。ただし、利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象となりません。

Ｑ５　支給要件に「10 日以上勤務」とありますが、１日の勤務時間に要件はありますか？また、同じ事業所・施設等に 10 日以上勤務した場合のみ対象となるのでしょうか？

Ａ５　１日の勤務時間の長短は問いません。また、複数の事業所・施設等に勤務している場合、通算して 10 日以上勤務していれば支給の対象になります。

【申請について】

Ｑ１　受領の意思確認とは、具体的にどのように行えばよいですか？

Ａ１　職員から慰労金の支給を受ける意思が確認できればどのような方法でもかまいません。ただし、意思がある職員からは、必ず、「慰労金代理申請委任状」を出してもらってください。

Ｑ２　複数の事業所・施設等に勤務している場合、それぞれで申請できますか？

Ａ２　複数の事業所・施設等に勤務している場合であっても、支給は１人につき１回のみです。どの事業所・施設等を経由して申請するかについては、各自でご判断ください。

Ｑ３　派遣契約や業務委託として働いている職員については、派遣元の業者や業務受託業者から申請してもらってはいけませんか？

Ａ３　対象となる職員をご判断いただき、勤務先の事業所・施設等において申請をお願いします。詳細は県のホームページをご確認ください。

【支給について】

Ｑ１　慰労金はどのくらいで支給されますか？

Ａ１　申請内容に不備がなければ、概ね１０日～２週間程度で職員の個人口座に振り込みます。